

自家発電 Q & A 38

建築基準法による自家発電設備の設置等に関する規制

防災用自家発電設備は、消防法では消防用設備等の非常電源、建築基準法では建築設備の予備電源として特定の建築物に対して設置が義務づけられています。

5月号からシリーズで、建築基準法により予備電源として設置される自家発電設備の規制について紹介します。第1回は、「どのような建築物の建築設備に対し、予備電源の設置が義務づけられているのか。」について紹介します。

Q 1 消防法では、政令で定める防火対象物(建築物)には、政令で定める技術上の基準に従って、消防用設備等の設置が義務づけられています。このうち、電源を必要とする屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の消防用設備等には、常用電源が停電した場合に備え、非常電源の設置が義務づけられています。消防法では、このように消防用設備等に対して非常電源の設置を義務づけていますが、同じく防災という観点から、建築基準法では、どのようなかたちで予備電源の設置を義務づけているのでしょうか。

A 1 建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途等を対象とし、適用範囲の広い法律です。このことから、予備電源の規制については、「どのような用途の建築物に、どのような建築設備が設置され、そのうち予備電源の設置が必要とされる建築設備はどのようなものか」という一連の理解が必要になります。そのため、次の(1)から(4)の項目順に、説明すべき内容を示しました。

(1) 「特殊建築物」について

建築基準法第2条第二号では、「特殊建築物」を「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。」と定義されています。

この特殊建築物は、不特定多数の人が使用若しくは利用し、非常時には人命や財産、周辺環境に及ぼす影響等が大きい建築物であることから、特にその構造、設備については、強い制限が課せられています。

(2) 「建築設備」について

法第2条第三号では、「建築設備」を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。」と定義されています。

この建築設備には、建築物の用途や規模によって設置が義務づけられている設備(次の(3)の①と②に示す設備)と設置した場合に基準が設けられている設備(給排水設備、配管設備等)があります。

(3) 特殊建築物等に設置が義務づけられている建築設備について

- ① 法第34条第2項の規定により、高さ31mを超える建築物(政令で定めるものを除く。)には「非常用の昇降機」を設けなければならないこととされています。
- ② 法第35条の規定により、特殊建築物であって不特定多数の人が使用したり、身体的弱者等が収容される建築物(映画館、学校、病院、旅館、共同住宅、百貨店等)、階数が3以上の建築物、政令で定める建築物又は延べ面積が1,000m²を超える建築物には、避難施設や、政令で定める技術的基準に従って次の建築設備を設けることが義

務づけられています。

- ・排煙設備
- ・非常用の照明装置
- ・非常用の進入口
- ・消火設備（※）

※ 消火設備は消防法により規定されているため、建築基準法には設置・構造に関する技術的基準は示されていない。

（４）予備電源の設置が義務づけられている建築設備について

上記の（３）の①と②に示す建築設備（非

常用の昇降機、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の進入口）には、それぞれの建築設備に関する政令で定める技術的基準において、常用電源が停電した場合に備え、予備電源の設置が義務づけられています。また、予備電源は、火災の拡大を防止する防火区画の防火設備にも設けることとされています。

表1に建築設備等への予備電源の設置等を定めた関係法令等を示します。

表1 建築設備、防火区画に応じ、予備電源の設置等を定めた関係法令等

建築設備等	法 令	告 示 等
排煙設備	法第34条、 第35条、 第36条 令第123条、 第126条の3	建告第1728号（昭和44年5月1日） ◎特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開けることができる窓及び排煙設備の構造方法を定める件 建告第1829号（昭和45年12月28日） ◎火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排煙設備の構造方法を定める件 建告第1833号（昭和45年12月28日） ◎非常エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件 建告第1437号（平成12年5月31日） ◎通常の火災時に生じる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造を定める件
非常用の照明装置	法第35条 令第126条の5	建告第1830号（昭和45年12月28日） ◎非常用の照明装置の構造方法を定める件
非常用の進入口	法第35条 令第126条の7	建告第1831号（昭和45年12月28日） ◎非常用の進入口の機能を確保するために必要な構造の基準
地下街の非常用照明設備、排煙及び排水設備	法第35条 令第128条の3	建告第1730号（昭和44年5月1日） ◎地下街の各構えの接する地下道に設ける非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備の構造方法を定める件
非常用の昇降機	法第34条、 第36条 令第129条の13の3	◎「昇降機技術基準の解説」
防火区画の防火設備	法第36条 令第112条	建告第2563号（昭和48年12月28日） ◎防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件 建告第2564号（昭和48年12月28日） ◎防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件 建告第2565号（昭和48年12月28日） ◎防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件

注：関係法令等の欄中、「法」は建築基準法、「令」は建築基準法施行令をいう。